

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
近畿厚生局第二庁舎事務室賃貸借契約(7階・8階部分)	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	平成31年4月1日	株式会社リヒトラブ 大阪府大阪市中央区農人橋一丁目1番22号	1120001077594	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	56,241,120	56,241,120	100.0%	0				平成30年度 随意契約
近畿厚生局京都事務所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	平成31年4月1日	株式会社りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	6120001076393	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	16,408,986	16,408,986	100.0%	0				平成30年度 随意契約
近畿厚生局奈良事務所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	平成31年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3120005007273	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	7,755,522	7,755,522	100.0%	0				平成30年度 随意契約
富士ゼロックス社製複合機の保守業務契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	平成31年4月1日	富士ゼロックス株式会社 大阪営業所 大阪府大阪市中央区瓦町三丁目6番5号	3010401026805	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該保守契約は、国庫債務負担行為により借り受けている複合機が対象であることから、契約の相手方は賃貸人に限定される。よって契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	4,636,980	4,636,980	100.0%	0				
近畿厚生局滋賀事務所 一般定期健康診断業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月3日	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院 滋賀県大津市富士見台16番1号	6040005003798	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第7号 少額随契	55,858	55,858	100.0%	0				平成30年度 随意契約 単価契約
近畿厚生局兵庫事務所及び麻薬取締部神戸分室 一般定期健康診断業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月3日	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 兵庫県神戸市北区惣山町二丁目1番1号	6040005003798	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第7号 少額随契	378,884	378,884	100.0%	0				平成30年度 随意契約 単価契約
近畿厚生局奈良事務所 一般定期健康診断業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月3日	独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院 奈良県大和郡山市朝日町1番62号	6040005003798	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第7号 少額随契	13,716	13,716	100.0%	0				平成30年度 随意契約 単価契約

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。